

旧優生保護法訴訟判決に対する声明

2019年 5月28日

福岡優生保護法被害弁護団

本日、仙台地方裁判所第2民事部は、原告らの請求を棄却するとの判決を言い渡した。この間、被害の重大性について社会的に大きく報道されるなどし、原告ら被害者は司法権による被害回復がなされるものと期待して本日を迎えたが、その期待が大きく裏切られる結果となり、憤りを抑えることができない。

この判決は、憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容としてリプロダクティブ権が尊重されることを明らかにし、旧優生保護法が個人の尊厳を踏みじめるものであって憲法13条に違反することを初めて認めた。これは誰もがひとしく個人として尊重され生殖に関して国の干渉を許さないことを明示したものであり、この点については一定の評価が可能である。特に先に成立した所謂一時金支給法がこの点を明白にしなかったことに照らせば評価できると言える。

しかし、判決は、除斥期間の規定は目的の正当性並びに合理性、必要性が認められるとして憲法17条に違反しないとし、手術自体の違法性に基づく国家賠償請求を認めなかった。これは、一方で判決が、優生思想に基づく旧優生保護法の存在自体が被害者による権利行使を妨げてきたという事実を正しく認定していることに照らせば、極めて不当である。本件被害の構造に照らせば、除斥期間は認められるべきではない。

また、判決は、除斥期間を所与の前提としたがゆえに、権利行使できない被害者のために特別立法が必要であったと認めたものの、立法内容については国会の合理的裁量に委ねられている事項であること、リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少ないことや現在まで司法判断もなされていないこと等を理由に、立法措置をとるべきことが国会にとって明白ということは困難であるとして、立法不作為については国賠法上の違法は認められないと判断している。確かに「リプロダクティブ権」という概念自体は比較的近時議論されるようになったものであるが、その内容はまさに憲法13条の保障する人格権・幸福追求権であって、旧優生保護法の違憲性はこの概念の成熟を待たずして明らかなるものであった。したがって、権利の新奇性をことさらに強調して立法作為義務を認めなかった点も極めて不当である。

福岡弁護団としては、判決の不当性を直視しつつ、被害者らの権利回復のために努力を惜しまない所存である。

以上